

「戸田市新曽南多世代交流館の施設使用料の見直し（案）」 についてご意見を募集します

戸田市では、平成28年8月に受益者負担の見直し方針（以下、「見直し方針」という。）を改訂し、条例により使用料及び手数料が設定されているものを対象に見直しを行うこととしており、算定方法の明確化や基準に基づく受益者負担割合の設定等を示しています。

この度、平成31年10月に消費税率の引上げが予定されていることから、新曽南多世代交流館では、併せて見直し方針に基づく施設使用料の見直しを実施いたします。

つきましては、下記のとおり広く市民の皆様のご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成31年1月4日（金）から平成31年2月4日（月）まで

2 資料公開場所

協働推進課、市政情報室、各福祉センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）及び上戸田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

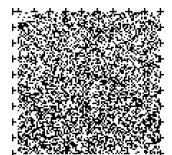
3 関係資料

別添 戸田市新曽南多世代交流館の施設使用料の見直し（案）

4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）及び電子メール（community@city.toda.saitama.jp）

※資料公開場所により受付時間が異なります。



5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあつては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 戸田市新曽南多世代交流館の施設使用料の見直し（案）についての問い合わせ先

戸田市 市民生活部 協働推進課

電話 048-441-1800（内線651）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 庶務課

電話 048-441-1800（内線363）

